

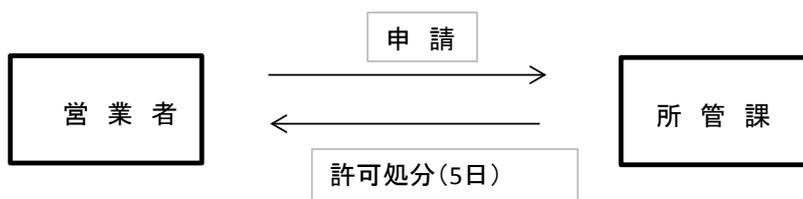
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 189

処 分 名	特例販売業取扱品目の変更又は追加の許可	
処 分 の 概 要	特例販売業取扱品目の変更又は追加を許可する。	
根 拠 法 令 名	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年1月26日政令第11号)	
条 項	第159条(旧薬事法施行規則)	
所 管 課	医事薬事課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	5日	
標準処理期間	計	5日
審査基準	通知に基づき基準を設定。	
【根拠法令等】	旧薬事法施行規則	
	第159条 配置販売業者又は特例販売業者は、法第三十条第一項又は第三十五条の規定により都道府県知事(特例販売業者にあつては、その店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この条において同じ。)の指定した品目の変更又は追加を申請するときは、様式第八十六による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。	
	昭和36年2月8日薬発第44号「薬事法の施行について」	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。